

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成27年3月市議会提出分）

総務部行政情報課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種類	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市行政手続条例の一部を改正する条例	行政手続法の改正に伴い、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定の新設その他所要の規定を整備するものです。	平成27年 3月議会 議案 第24号	パブリック コメント	H26. 10.30 ～26. 11.28	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	行政改革 推進課 089- 948-6250
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員給与条例等の一部を改正する条例	職員給与の引下げ等を行うものです。	平成27年 3月議会 議案 第25号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない)	人事課 089- 948-6219
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例等 の一部を改正する等の条例	市長等の給料及び期末手当を減額するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の給料等について所要の規定を整備するものです。	平成27年 3月議会 議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しない)	人事課 089- 948-6219
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市個人情報保護条例の一部を改正する条例	行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定等に伴い、所要の規定の整備を図るものです。	平成27年 3月議会 議案 第27号	パブリック コメント	H26.12.8 ～27.1.15	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	行政 情報課 089- 948-6866
				パブリック コメント 以外の手続	H26.12.17	松山市個人情報保護審議会に意見を聴きました。	
5	松山市里島定住促進施設条例	中島地区に、里島定住促進施設を設置するものです。	平成27年 3月議会 議案 第28号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	坂の上の 雲 まちづくり 担当部長 付 089- 948-6816
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例等の一部を改正する条例	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、教育委員会委員長及び教育長に係る所要の規定を整備するものです。	平成27年 3月議会 議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	生涯学習 政策課 089- 948-6583
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

7	松山市教育長の服務及び勤務条件に関する条例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の服務及び勤務条件に係る所要の規定を整備するものです。	平成27年 3月議会 議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	生涯学習 政策課 089- 948-6583
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
8	松山市消防団条例の一部を改正する条例	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の制定に伴い、消防団員の処遇改善及び大学生等の消防団への加入促進を図るため、所要の規定の整備を図るものです。	平成27年 3月議会 議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市の組織及び運営に関する条例であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	消防局 総務課 089- 926-9229
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	低所得世帯に対する軽減措置を引き続き実施するものです	平成27年 3月議会 議案 第32号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	国保・ 年金課 089- 948-6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

10	松山市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険法等の改正に伴い、65歳以上の被保険者の介護保険料を改定するほか、所要の規定を整備するものです。	平成27年3月議会 議案第33号	パブリックコメント	実施していません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)金銭の徴収に関する事項以外は、第6期松山市高齢者福祉計画、介護保険事業計画のパブリックコメントにより意見を聴いているため	介護保険課 089-948-6919
				パブリックコメント以外の手続	実施していません		
11	松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)等の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、所要の規定の整備を図るものです。	平成27年3月議会 議案第34号	パブリックコメント	H27. 1.13～27. 1.26	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	介護保険課 089-948-6968
				パブリックコメント以外の手続	実施していません		

12	松山市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例付則第2項第2号及び第5項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた松山市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	松山市指定居宅サービス等の事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正によりなお効力を有するものとされた指定介護予防訪問介護等の基準に関し, 所要の規定の整備を図るものです。	平成27年 3月議会 議案 第35号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 上記の条例改正に伴って改正の必要が生じたものであり, 上記パブリックコメントにより意見を聴いているため	介護 保険課 089- 948-6968
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
13	松山市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例	第3次一括法による介護保険法の改正に伴い, 地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定めるものです。	平成27年 3月議会 議案 第36号	パブリック コメント	H26.11.26 ~26.12.25	パブリックコメントを実施し, 広く市民の意見を聴きました。	介護 保険課 089- 948-6949
				パブリック コメント 以外の手続	H26.11.6		
14	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員, 設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)等の改正に伴い, 基準該当事業の対象を拡大するほか, 所要の規定の整備を図るものです。	平成27年 3月議会 議案 第37号	パブリック コメント	H27. 1.13 ~27. 1.26	パブリックコメントを実施し, 広く市民の意見を聴きました。	障がい 福祉課 089- 948-6849
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

15	松山市民生委員の定数を定める条例	「地方分権一括法(第3次)」の施行に伴い、民生委員定数に関する事項を条例で定めるものです。	平成27年 3月議会 議案 第38号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 全国の中核市における実施状況や一斉改選時に定数を見直したことなどを考慮し実施しませんでした。	生活福祉 総務課 089- 948-6397
				パブリック コメント 以外の手続	H25年度中	H25.12の民生委員一斉改選に合わせて、市内40地区の民生児童委員協議会から定数に関する要望を伺い、11地区において民生委員を増員しました。	
16	松山市母子家庭医療費の助成に関する条例及び松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	医療費助成の対象となる「子ども」の年齢を15歳(出生の日から15歳に達した日以後における最初の3月末日までの間にある者)に引き上げるものです。	平成27年 3月議会 議案 第39号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市内部の管理規定を定めるもので、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	子育て 支援課 089- 948-6888
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
17	松山市子ども・子育て支援法施行条例	子ども・子育て支援法の制定に伴い、教育・保育を提供する施設・事業の利用者負担額等を定めるものです。	平成27年 3月議会 議案 第40号	パブリック コメント	H26.12.18 ～27.1.26	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	保育・ 幼稚園課 089- 948-6872
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

18	松山市幼稚園条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立幼稚園の保育料の額を改定するものです。	平成27年 3月議会 議案 第41号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理及び金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保育・ 幼稚園課 089- 948-6872
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
19	松山市保育所条例の一部を改正する条例	子ども・子育て支援法の制定に伴い、市立保育所及び私立保育所の保育料の額を改定するほか、保育所型認定こども園を設置するため改定をするものです。	平成27年 3月議会 議案 第42号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理及び金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保育・ 幼稚園課 089- 948-6872
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
20	松山市食品衛生法施行 条例の一部を改正する 条例	国際標準に適合した食品の衛生管理基準を定めるものです。	平成27年 3月議会 議案 第43号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	生活 衛生課 089- 911-1808
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

21	松山市公営住宅等の整備に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	条例で定める整備基準の対象を、「公営住宅等」から「市営住宅等」に改めるものです。	平成27年 3月議会 議案 第44号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 公の施設の設置管理及び金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	住宅課 089- 948-6503
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
22	松山市手数料条例の一部を改正する条例	設計住宅性能評価書を用いた長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び建築主事による仮使用認定申請手数料を定めるものです。	平成27年 3月議会 議案 第45号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 手数料の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	建築 指導課 089- 948-6511
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
23	松山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するものです。	平成27年 3月議会 議案 第46号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項第1号に該当)	建築 指導課 089- 948-6511
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

24	松山市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例及び松山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	中島地区の9つの簡易水道を統合して、名称を「中島地区簡易水道」に変更するものです。	平成27年 3月議会 議案 第47号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 市民に義務を課し、又は権利を制限するものではなく、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	(公企) 企画総務 課 089- 998-9887
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
25	松山市農村公園条例の一部を改正する条例	庄農村公園を都市公園として整備するものです。	平成27年 3月議会 議案 第48号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	農林 水産課 089- 948-6565
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程において、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民のみなさんのご意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程において、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。